

第6類 財 務

第1章 負 担 金

○石狩川流域下水道組合負担金徴収規則

制 定 平成24年12月 1 日 規則第 2 号

(目的)

第1条 この規則は、石狩川流域下水道組合規約（昭和60年11月21日空振興第278号指令。以下「規約」という。）第14条第1項に規定する関係市町の負担金の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(負担金の額)

第2条 負担金は、組合のその年度の運営費の必要額について、規約別表に定める負担割合により算出した額（石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に係る負担金にあつては、その額から道資本費を控除した額）を構成市町から徴収する。

2 前項の規定により負担金を算出する場合において、規約別表1の表に定める水量負担、特別水量負担及びディスポーザー設置負担の負担額は、次表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定めるところにより算出する。

水量負担	流入水量1立方メートルにつき25円
特別水量負担	流入水量1立方メートルにつき33円
ディスポーザー設置負担	ディスポーザーの設置1台につき1月当たり100円

(納期)

第3条 負担金は、その年度を4期に分割して徴収するものとし、その納期は、次のとおりとする。

第1期 4月15日

第2期 7月15日

第3期 10月15日

第4期 1月16日

2 前項の規定にかかわらず、規約別表1の表に定める1号特別負担及び2号特別負担の納期については、当該年度の末日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、組合長が納期の変更を必要とする特別の理由があると認めるときは、別に納期を定めることができる。

(施行細目)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

(石狩川流域下水道組合負担金の負担割合及び徴収条例施行規則の廃止)

2 石狩川流域下水道組合負担金の負担割合及び徴収条例施行規則（昭和61年石狩川流域下水道組合規則第13号）は、廃止する。